

平成31年3月1日

お客さま 各位

## 平均原料価格の上限を定めた規定の廃止について

日頃は厚木ガスをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

当社は、平成28年8月及び平成29年9月（ガス小売契約及び家庭用のお客さま向け）の2回にわたり、都市ガス料金の値下げをおこなってまいりましたが、原料価格の変動を適正に反映させるため、平成31年4月1日より、単位料金の調整において用いる平均原料価格の上限を定めた規定について廃止をさせていただくこととなりました。また、コミュニティーガスにおいても同様の対応とさせていただきます。

今後も当社は更なる経営効率化をすすめ、お客さまの暮らしやビジネスに貢献できるよう様々なサービスのご提案に努めてまいります。

お客さまには、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

対象となる約款・契約は以下のとおりです。

- ガス小売供給約款（都市ガス）
- ガス小売供給約款（ダイアパレス本厚木・もえぎ台団地・県営伊勢原峰岸団地・ビレッジハウス三田・ビレッジハウス大島）
- 選択約款（家庭用温水暖房契約、家庭用コージェネレーションシステム契約、小型空調専用契約、小型空調パッケージ契約、空調夏期（エイト）契約、空調夏期（フォー）契約、空調用A契約、事業用負荷調整契約、コージェネパッケージ（A）契約、時間帯別B契約第1種・第2種）

※都市ガス普及促進割引契約のお客さまは主契約の変更となります。

<本件に関するお問い合わせ先>

厚木ガス株式会社 開発部 開発第二課  
お客さま部 料金課

TEL:046-230-2364（ご契約内容に関するもの）  
TEL:046-297-5511（ガス料金に関するもの）